

第1回保健福祉審議会（令和6年7月12日）における委員からの意見一覧

	資料番号	ご意見	検討結果
1	資料4【コロナ禍前後の取組状況の変化と今後の方向性】	<p>【事例3】子ども虐待防止ネットワーク事業（子ども）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性として、R6.2月からの生後4か月～11か月までの全戸訪問事業の開始はとても良いと思った。孤独になりがちな育児の強い味方になる。子育てについても豊島区の福祉が強い味方になる。 ・たくさん問題があるが、いろいろな制度が整っている豊島区の良さを伝えていきたい。 	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、庁内関係課と共有させていただきます。</p>
2	資料4【コロナ禍前後の取組状況の変化と今後の方向性】	<p>【事例5】障害者福祉事業・障害者文化活動推進事業（障害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「害」という字を使うことが抵抗を与えるという考えから「碍」という字をあてる、という記事を見たことがある。豊島区から先進的にこうしたイメージを変えていくことはどうか。 	<p>「障害」という表記については、これまでも様々な際にご質問をいただいております。</p> <p>ご意見をいただきました、「碍」という漢字は「カベ」を意味することから、妥当であるという意見や、海外の漢字圏において、「しょうがい」は「障碍」又は「障礙」と表記されていることを例に、日本でも「碍」に改めるべきという意見もあります。しかし、「碍」は多くの人が使う漢字（常用漢字）ではないことから本区では使用しておりません。</p> <p>また、「障がい者」と記載することもあります。2006年に国連総会において採択され、日本でも2014年に批准された「障害者の権利に関する条約」にて示された「社会モデル」では、社会こそが「障害（障壁）」をつくっており、それを取り除くのは社会の責務であるとしており、あえて「害」という言葉を隠してほしくないという意見もあることから、「障がい者」というも表記も使用していません。</p>

	資料番号	ご意見	検討結果
3	計画全体版P44 【施策2】どんな悩み ごとでも受け止める相 談支援体制の構築	<p>相談支援体制の流れ（住民の近くにあり、なんでも相談、いつでも相談、迅速な解決ができる体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域の相談先を前面に出して、加えて迅速な対応ができる体制にする。 ・要素としては 1 番地域の住民に近いところにある ・相談内容によってインターネットツール等を活用し直ぐに解決する体制 ・特に高齢者は相談内容に対して早い解決、回答が欲しい ・いつでも相談ができる ・相談指定日は止める ・相談事はいつ出てくるかわからない 	<p>身近な地域の相談先を前面に出すというご意見については、次期計画改定時の参考とさせていただきます。</p> <p>また、豊島区では、区内8か所の区民ひろばに、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を常設配置しており、子どもから大人まで全世代を対象に、福祉のことに限らず相談を承っております。インターネットを活用した相談体制の整備につきましては、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
4	計画全体版P66 【施策7】健康的な 生活の維持・増進	<p>取組方針01 予防の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理として、区民全体の検診の割合を管理してはどうか？ ・区民全体の数値としては介護認定を受けている割合はよく見るが、健康であるかどうか、定期健診の区民全体割合の進捗が、予防の進捗管理の一つとなるのではないか。 	<p>第2回保健福祉審議会で実施する進捗管理では、取組方針ごとに区HPに記載している主要な施策の成果報告の指標等を活用して、進捗管理を行っております。</p> <p>ご指摘いただきました、予防の取組に関しましては、がん検診、歯周病検診、認知症検診等の検診について、受診者数や受診率にて進捗管理を行っております。</p>
5		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり課の担当者も参加されることを希望。 	<p>保健福祉審議会幹事は、地域福祉に関連の深い部署の職員を中心に配置しております。まちづくりに関連する部署は多岐に渡りますので、本審議会内で、まちづくりに関するご質問等がございましたら、福祉総務課にてお受けして、内容に応じ各担当部署に共有させていただきます。</p>